

議案第五号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表二の部備考第一号ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は共用廊下等の部分を除く場合」を加え、同表三の部四の項中「住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上」を「住戸の床面積の合計が五千平方メートル以下」を「住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上」に、

当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	八万千円
-------------------------------------	------

を

当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	八万千円
---------------------------	------

に、

当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万八千円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル未満のもの	

を

当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十万千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万八千円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル未満のもの	十六万千円

に、「住宅の床面積の合計が

二百平方メートル以上一平方メートル以下」を「住宅の床面積の合計が二百平方メートル以

上」に、

当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十八万千円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル未満のもの	

を

当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十八万千円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル未満のもの	

に、

当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	三十万九千円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル未満のもの	

を

ル以上一万平方メートル以下」を「住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上」に、

当該部分の床面積が五千平方メートル以上のもの	六十四万六千円
当該部分の床面積が五千平方メートル以上、一万平方メートル未満のもの	七十六万三千円
当該部分の床面積が二万平方メートル未満のもの	八十七万千円

に改め、同部五の項中「住戸の床面積の合計が五千平方メートル

当該部分の床面積が五千平方メートル以上のもの	三十万九千円
当該部分の床面積が五千平方メートル以上、一万平方メートル未満のもの	三十七万千円
当該部分の床面積が二万平方メートル未満のもの	四十三万五千円

に、

当該部分の床面積が五千平方メートル以上のもの	六十四万六千円
当該部分の床面積が二万平方メートル未満のもの	

を

当該部分の床面積が五千平方メートル以上のもの	五万七千円
------------------------	-------

を

当該部分の床面積が五千平方メートル以上のもの	五万七千円
------------------------	-------

に、

当該部分の床面積が五千平方メートル以上のもの	九万円
------------------------	-----

を

当該部分の床面積が五千平方メートル以上のもの	九万円
当該部分の床面積が五千平方メートル未満のもの	十一万三千元
当該部分の床面積が二万平方メートル以上のもの	十四万千元

に、「住宅の床面積の合計が

二百平方メートル以上一万平方メートル以下」を「住宅の床面積の合計が二百平方メートル以

上」に、

当該部分の床面積が五千平方メートル以上のもの	十九万七千円
当該部分の床面積が五千平方メートル以下のもの	十九万七千円

を

当該部分の床面積が五千平方メートル以上のもの	十九万七千円
当該部分の床面積が五千平方メートル以下のもの	十九万七千円

に、

当該部分の床面積が五千平方メートル以上のもの	四十五万三千円
------------------------	---------

を

当該部分の床面積が五千平方メートル以下のもの	二十一万六千円
------------------------	---------

を

当該部分の床面積が二万五千平方メートル以上のもの	六十一万円
当該部分の床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	五十三万五千元
当該部分の床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	四十五万三千円

に  
改め、  
同部七の項中

当該部分の床面積が二万五千平方メートル以上のもの	三十万五千元
当該部分の床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十六万円
当該部分の床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十一万六千円

に、

ロ(2)を「第一条第一項第二号イ(3)及び同号ロ(3)」に、

性能基準(省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合		モデル住宅法(省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	
当該住宅の床面積が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積が二百平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該住宅の床面積が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積が二百平方メートル以上一万平方メートル以下のもの
三万四千四百円	三万四千四百円	三万八千四百円	一万七千七百円
三万八千四百円	三万八千四百円	三万八千四百円	一万九千百円

に、「第一条第一項第二号イ(2)及び同号

性能基準(省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合	
当該住宅の床面積が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積が二百平方メートル以上一万平方メートル以下のもの
三万四千四百円	三万四千四百円
三万八千四百円	三万八千四百円

を

性能基準（省令第一条第一項及び同条第三号又は同条第三号に定める基準による場合。）			
当該部分の床面積が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が二百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が五百平方メートル以上一平方メートル未満のもの
六万九千百円	十一万六千円	十九万六千円	二十八万千円

を

性能基準（省令第一条第一項及び同条第三号又は同条第三号に定める基準による場合。）				性能基準（省令第一条第一項及び同条第三号又は同条第三号に定める基準による場合。）			
当該部分の床面積が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が二百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が五百平方メートル以上一平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が二百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が五百平方メートル以上一平方メートル未満のもの
六万九千百円	十一万六千円	十九万六千円	二十八万千円	三万三千百円	五万八千円	十万四千円	十五万七千円

に

改め、同部備考第八号を同部備考第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料について、共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定申請に係る床面積から住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

十四 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料について、仕様基準により共同住宅の認定申請をする場合の手数料の額は、当該認定申請に係る床面積から住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

別表三の部備考中第七号の次に次の四号を加える。

八 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置する場合の手数料の額は、申請建築物における一の建築物の額及び他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における一の建築物の額を合算した額とする。

九 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置する場合の手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下「性能向上計画認定」という。）を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネ



ルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、四の項に規定する手数料の額とする。

十 建築物エネルギー適合性判定手数料について、他の建築物が性能向上計画認定を受けた場合の手数料の額は、一の項(一)の区分により算出した額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。

十一 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、他の建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定を受けた場合の手数料の額は、二の項(一)の区分により算出した額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

( 説 明 )

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四号)の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部改正に伴い、手数料の規定を整備するため、本案を提出いたします。